

大阪市告示第789号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年6月5日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
京都銀行	高槻城北支店	変更前	〒569-0071 高槻市城北町2-14-20	令和8年 7月27日
		変更後	〒569-1123 高槻市芥川町1-8-30	

(会計室会計管理担当)